

にしわが 福祉だより

編集・発行：社会福祉法人 西和賀町社会福祉協議会

〒029-5614 西和賀町沢内字太田2-81-1

TEL 0197-85-3225 FAX 0197-85-3234

HOME PAGE <http://nishi-shakyo.net/>

E-MAIL info@nishi-shakyo.net

福祉だよりは赤い羽根共同募金の配分金で発行しております。

No.69 2020.9.15



じぶんの町を
良くするしくみ。

あなたは一人じゃない。



支える人がいて、支えられる人がいる。

「助け合う」という言葉は、とても温かい言葉だと思います。
そこには「人」がいて、「人」がいる。けっして一人じゃない。一人にさせない。

「困ったときはお互いさま」の精神から始まった赤い羽根の募金活動。
世の中の、誰もがしんどい今こそ、そのチカラを発揮するときです。

意志あるお金、募金のチカラ。

赤い羽根共同募金



10月1日から12月31日まで全国一斉に「赤い羽根共同募金」運動が展開されます。

共同募金は、戦後間もない昭和22年に、市民が主体の民間運動として始まりました。当初、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われました。その後、法律（現在の「社会福祉法」）に基づき、地域福祉の推進のために活用されてきました。社会の変化のなか、共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、取り組まれています。

子育てサロンの開催



年々少子化が進む中、子育てで悩む保護者の方々が、子育ての先輩方からアドバイスを頂いたり、現在、子育て真っ最中の方々の仲間づくりに役立てたりしています。

一人暮らし高齢者交流会



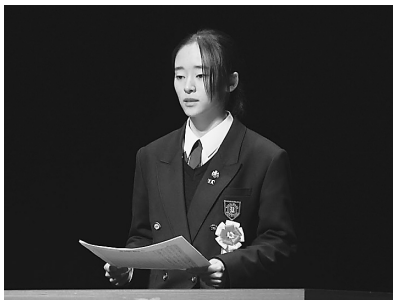
高齢化率が50%を超える西和賀町。その中で、65歳以上で独居で生活する人が300人を超えます。不安を抱える中で、同じ境遇の方々が集まり、仲間づくりの一端を担っています。

ボランティア保険加入助成



町内でのボランティア登録は19団体、2,321人となっておりますが、その方々が安心して活動ができるようボランティア活動保険への加入を勧めています。

福祉作文コンクール



未来の西和賀町を背負って立つ小学生・中学生・高校生が福祉に対する関心をもつきっかけとなる福祉作文コンクールを開催しています。毎年、身近の家族のことや、地域課題について題材にされています。

西和賀のまちを
良くするしくみ。



赤い羽根共同募金は、町内で協力頂いた募金を活用し、様々な事業に活用させていただいています。その一部を紹介します。



飲料の売上から数パーセントが募金されるシステムです。募金の割合は、協賛企業と設置主様が設定します。

岩手県共同募金会では、協賛各社・自動販売機設置主様のご協力で飲料の売り上げの一部を赤い羽根共同募金にご寄附いただく「赤い羽根募金自動販売機」を推進しております。設置希望又は詳細の確認については、社協本所（電話八五―三三二五）までご連絡ください。

設置主様を募集！
赤い羽根募金
自動販売機で
社会貢献！

赤い羽根共同募金 ～今年度の目標額は 1,830,000円 です。～

赤い羽根共同募金は、計画募金として、前年度にどの事業に活用するかを決めてから、募金運動を展開します。今年度の目標額は、1,830,000円を目標に取り組んでまいります。町民の皆様には、一戸あたり500円のご協力をお願いいたします。

集まった募金の約70%は、町内の事業に使われています。残りの30%は、岩手県で市町村を超えた活動に使われています。また、大規模な災害が起こった際の備え「災害等準備金」として積み立て、災害ボランティア活動支援など、被災地を応援するために使われています。

募金方法	内 容	目 標 額
戸別募金	各地区を通じて、各戸に募金協力を行います。	900,000円
法人募金	町内事業所にご協力をお願いしています。	680,000円
職域募金	町内企業等の職員にご協力をお願いしています。	50,000円
学校募金	町内学校に呼びかけ、協力をお願いしています。	60,000円
街頭募金	運動PRで、街頭に立ち募金協力を呼びかけています。	40,000円
イベント募金	町内イベント時に募金箱を設置させて頂いています。	30,000円
店頭募金	町内店舗に募金箱を設置し、協力頂いています。	70,000円
		1,830,000円

令和2年7月豪雨災害義援金の 受付について

令和2年7月に全国各地で起きた集中豪雨が猛威を振るい、全壊が283棟、半壊が658棟、床上浸水が7916棟、死者82名、行方不明者4名など甚大な被害をもたらしました。そこで、被災地支援目的で災害義援金を受け付けております。詳細については、西和賀町共同募金委員会（社会福祉協議会事務所内 電話85-3225）までお問合せ下さい。

受付期間

令和2年9月30日まで 島根県・岐阜県各共同募金会

令和2年12月28日まで 熊本県・鹿児島県・佐賀県・山形県の各共同募金会

令和2年12月31日まで 福岡県共同募金会

特集

コロナ禍における
社協の取組について

全世界で蔓延しているコロナウイルス。その中で、様々なイベントの中止や、「ステイホーム」と言われる外出自粛など活動を控えるような風潮があります。

ただ、政府では、基本的感染対策「新しい生活様式」を実践することで、日常生活を送ることができるとしています。社協としても、ずっと中止や自粛ではなく、この状況下でできることを模索しております。ここで、どんな活動をしているかをご紹介しますことができます。

【A型サロンの実施】

令和二年三月から五月末まで自粛しておりましたが、六月からは、「新しい生活様式」を参考にしながら、A型サロンを再開させています。検温や消毒を行い、換気をして開催しております。楽しみのお菓子や漬物の持ち寄りも控えていただ

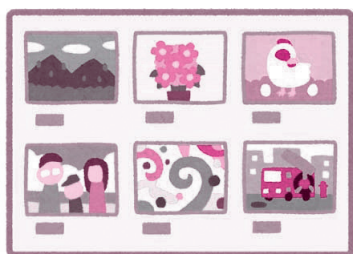
き、感染予防を徹底しております。やはり、自宅にこもっているだけでは、体力も気力も落ち込んできますので、体を動かしながらリフレッシュしていただいております。



【福祉展示会の開催について】

農業まつりと共催の形で毎年行ってきた福祉まつりですが、農業まつりが今年度は中止となりました。そこで、新しい生活様式に基づく感染予防を行いながら、今まで行ってきた保育園、保育所などの作品展示などを中心に、福祉展示会を企画しております。

地域の方々が見ることができなかった、保育園・保育所、小中学校の運動会の様子や町内で活躍する読み聞かせのボランティアグループの方々



の読み聞かせをビデオ上映する予定です。また、普段からいろいろな取り組みを行っている福祉団体の活動の様子など町民の皆様にお伝えしていくよう進めています。期間は、令和二年十月二〇日（火）から一〇月二五日（日）午前一〇時から午後四時まで、「まちなか交流館」で行います。

【オンライン面会の支援について】

お盆期間も、なかなか他地域から帰省を控える方も多く、寂しい思いをした方も多かったと思います。電話では、会話することはあっても、離れた場所にいる関係者としては一目会いたい気持ちを抑えきれないはずです。そんなところで、試験的ではありますが、タブレットを利用して、テレビ電話の形で話してもらうことを企画しています。電話では話しているけれども、表情をみながら話すのは、違うはずです。



【一人暮らし高齢者交流会の開催について】

毎年ですと、年四回行っている一人暮らし高齢者交流会。今年の三月から、開催を見送っていましたが、「新しい生活様式」に従いながら、再開する方向で進めております。但し、全町域ですと、人数が多くなるので、3ブロックに分けて、小人数ではありますが開催することになりました。訪問を行うと、「なんだか会う事ができなくて、さみしいね。」と言われていたので、少しでもふれあいを持って、生活するお手伝いできればと思っています。



車いす寄贈について

この度、北日本コンピューターサービス株式会社（代表取締役社長 江畑佳明様）から車いす一台の寄贈がありました。この車いすは、町民の皆様への貸出や車いす体験などの福祉教育のために役立ててまいります。ありがとうございました。



ノーパンクタイヤの車いすです。

西和賀町社会福祉協議会

匿名名	匿名名	匿名名	西和賀町社会福祉協議会
10,000円	30,000円	100,000円	20,000円

急募

介護職員募集

西和賀町社会福祉協議会では、介護職員を募集しております。資格がなくても、入社してから資格取得の支援も行っております。

詳細については、西和賀町社会福祉協議会本所（電話 85-3225）までご連絡ください。

お申込み期日は、令和2年9月30日（水）です。なお、令和2年11月からの採用予定です。

生活福祉資金のご案内

教育支援資金

教育支援資金は高等学校、大学、専門学校等への就学に際し、授業料など継続的な経費「教育支援費」と入学金等一時的にかかる経費「就学支度費」の2種類の貸付があります。

資金種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
教育支援資金	教育支援費	高校 月35,000円以内 高専 月60,000円以内 短大 月60,000円以内 (専門学校含む) 大学 月65,000円以内	卒業後 6カ月以内	20年以内	無利子
	就学支度費	500,000円以内			

緊急小口資金特例貸付

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする場合の貸付です。

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
緊急小口資金 (特例貸付)	一世帯100,000円以内 ただし、特に必要と思われる世帯については200,000円までの貸付可能 ①世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる場合 ②世帯員に要介護者がいる場合 ③4人以上の世帯であること など。	貸付の日から 1年以内	据置期間終了後 2年以内	無利子

両資金とも、上記以外に貸付条件がありますので、詳細については西和賀町社会福祉協議会本所（電話 85-3225）までお問い合わせください。